

情報時代における日本と韓国の学校図書館

木幡洋子・森田英嗣*¹・木幡智子*²
天野由貴*³・金 仙玉*⁴

はじめに

学校図書館が経験をもとにした独創を産み出す場として重要であることは、19世紀末にジョン・デューイによって指摘されており¹⁾、日本においては、1950年の第二次米国教育使節団報告において、教材センターとしての学校図書館は学校の心臓部 (heart of the school) であることが示されている。この考えを受け、1953年には学校図書館法が制定され、日本においても子ども主体の教育改革が進展する期待が高まった。けれども、現実には、朝鮮戦争を契機とした米国の対日戦略の変更に伴い、日本においても逆コースの時代が教育を襲った。そのため、1997 (平成9) 年の学校図書館法改正まで、司書教諭を置かなくてもよいという学校図書館運営が続いていた。こうした戦後の学校図書館の歴史の中で、学校図書館を学校の中心に据え、司書を配置する自治体が見られたものの、予算や学校図書館活用実践の乏しさを理由に、多くの自治体では学校図書館は「本の物置」であり続けた。こうした状況に大きな変化がみられるようになるのは、情報時代の到来を契機にしている。情報量は飛躍的に増加し、日々情報が更新される時代が到来したことで、情報に関する能力としてインフォメーション・リテラシーが新たな能力として求められるようになった。それは、情報基地としての学校図書館を活用することで初めて得られる能力でもあった。もっとも、日本においては、情報時代の到来と学校図書館整備をリンクして考える発想は乏しかった。それに対し、情報化を経済発展と結び付けて考えていた中国と韓国の対応は素早かった。中国は1980年代から、韓国は1995年から教育情報化を始めており、特に、韓国では、1995年

に5・31教育改革案が発表されてからの変化には目覚ましいものがあった。

遅まきながらも教育情報化を始めたこれらの東アジア主要国は、アメリカ・イギリス・オーストラリアなどの欧米的な学校図書館観を基にしているとはいえ、それぞれの国情に応じた発展を試みている。国際的な経済競争力が第一の眼目であったこれらの東アジア諸国は、OECDのPISA調査においていずれも高順位を占めている点で共通しているが、民主主義の到達度においては西欧に後れをとっている²⁾。そのため、民主主義社会の基礎として学校図書館を捉え、発展を目指してきた西欧とは異なる発展の筋道を見ることができ³⁾。

本稿は、こうした東アジアの学校図書館の特徴を解明し、非西欧型の東アジア学校図書館の東アジア社会における意義と役割、そして発展の方向性を明らかにするための研究チーム⁴⁾により執筆されている。東アジア研究の端緒として、日本と韓国の学校図書館について、メンバーがそれぞれの専門領域から考察を行っている。構成としては、1.で情報社会における学校図書館について教育工学の観点から森田が総論的に概括し、2.では戦後の日本の学校図書館の法と政策について木幡智子が鳥瞰し、3.では学習指導要領の改定に伴う実践の変遷について天野由貴が概説し、4.では韓国の教育改革と学校図書館の関係を木幡洋子が分析し、ハングル資料の翻訳を金仙玉が行っている。

1. 情報社会における学校図書館

(1) 学校と図書館の使命

民主主義社会において、学校と図書館の両者は社会

を健全に展開させるための、もっとも基本的で、欠くことの出来ない仕組みである。

まず、民主主義社会において学校は、そのメンバーである市民の文字の読み書き能力を開発することを基本的な使命として設立された施設である⁵⁾。人は記録された人間の知識と経験に触れ、自らのそれらと関連づけながら、社会を研究・考察し、暴力によってではなく、言葉によってよりよいものにつくりかえる能力をもつことにより市民になることが出来る。このとき、文字の読み書き能力は最も基本的で欠くことの出来ない市民的資質の一つであるといえる。

文字の読み書き能力は、生活してさえいけば自然と身につくといった自生的な能力ではない。とりわけ現在のように知識が高度に専門化した社会において文字の読み書き能力を獲得するということの前提には、相当程度の高度な専門的知識の習得も含意される。たとえば環境問題に関する文章を読むといった時には、単純な文字の読み書き能力以上に、科学、社会、技術についての専門的知識が必要になる。そこで学校は、あらゆる教科を教える専門家たる教師によって構成される。そして、それぞれの分野における読み書き能力を開発するという点から学校は、民主主義社会の構成に貢献している。

他方、民主主義社会における図書館は、そうした読み書き能力のある市民が、人類の知識・経験に触れるとともに、社会を研究し、つくりかえる意思決定や活動を構成するために必要となる、あらゆる資料を保存し、流通させるための施設である。文字の読み書き能力がある人が育てられても、その能力が適切に用いられる情報空間が貧弱であったり、偏っていたりする時、私達は社会づくりのための合理的な結論を得ることは出来ない。

私達が日本図書館協会による「図書館の自由に関する宣言」⁶⁾に見られるような図書館づくりを目指してきたのは、そのためである。すなわち、そこではまず、「図書館は、基本的な人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。」とされ、市民（国民）の「知る自由」の保障のための施設であることが宣言されている。また、「知る自由」は「……思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的な人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件……」であり、「国民権の原理を維持し発展させるために」必要だと述べられる。更には、こうした図書

館の使命を貫徹するためには、次の4つの事項が確認されるべきであるとされる。すなわち図書館は、「資料収集の自由を有する」こと、「資料提供の自由を有する」こと、「利用者の秘密を守る」こと、「すべての検閲に反対する」こと、である⁷⁾。実際、これら4つの事項が確認され、実践されることなしに、私達は知る自由、表現の自由を保持し、社会を民主的に展開させることは出来ないであろう。図書館は、このようにして、文字の読み書き能力のある市民に対して資料（情報）を流通させ、社会を研究し、必要であればつくりなおすことも可能にするような、市民による社会づくりの起点となる仕組みとなることで、民主主義社会の構成に貢献している。

(2) 学校図書館の使命と情報社会からの要請

このような民主主義社会の仕組みである学校と図書館の結節点となるのが学校図書館である。学校図書館は、学校の一部であると同時に一つの図書館でもある。学校図書館は、そうした社会に生きることになる児童・生徒が最初に出会う図書館であり、(来館者を対象にしたサービスを主とする公共図書館とは異なり)すべての児童・生徒に図書館と資料の使い方を体験的に指導し、将来の市民としての図書館ユーザーを育てていく教育施設として期待されることになる。

さて、学校図書館のこうした使命は近年、社会の情報化の進展に伴い、従来からの書籍を主体としたものから、電子メディアをも含んだサービス・教育へと転換する中で、再確認され、強化されようとしている。このことをグローバルな学校図書館像を示しているユネスコの「学校図書館宣言」に基づきながら確認してみたい。「学校図書館宣言」には、学校図書館の基本的な役割を示しつつ、パソコンやインターネット等の電子メディアが広範に普及してきた情報時代において学校図書館の使命を確認し、どのようにそれを貫徹し拡張したらよいかが示されているからである。

1) ユネスコ「学校図書館宣言」

図1-1に、ユネスコ「学校図書館宣言」を示す。

まず最初に、この宣言のタイトルには「全ての者の教育と学習のための学校図書館 (The School library in teaching and learning for all)」とある点に注目したい。すなわち、この中の「全ての者の～ための (for all)」には、学校図書館が全ての者、すなわち図書館に来る人ばかりでなく、いまだ図書館に興味を持っていない人も含まれていると考えることができる。すなわち学校図書館は、来館者だけを対象にサービスを行う機関

図1-1 ユネスコ「学校図書館宣言」

学校図書館宣言——すべての者の教育と学習のための学校図書館——

1999年11月 第30回ユネスコ総会において批准

原文：英語

学校図書館は、今日の情報や知識を基盤とする社会に相応しく生きていくために基本的な情報とアイデアを提供する。学校図書館は、児童生徒が責任ある市民として生活できるように、生涯学習の技能を育成し、また、想像力を培う。

学校図書館の使命

学校図書館は、情報がどのような形態あるいは媒体であろうと、学校構成員全員が情報を批判的にとらえ、効果的に利用できるように、学習のためのサービス、図書、情報資源を提供する。学校図書館は、ユネスコ公共図書館宣言と同様の趣旨に沿い、より広範な図書館・情報ネットワークと連携する。

図書館職員は、小説からドキュメンタリーまで、印刷資料から電子資料まで、あるいはその場でも遠くからでも、幅広い範囲の図書やその他の情報源を利用することを支援する。資料は、教科書や教材、教育方法を補完し、より充実させる。

図書館職員と教師が協力する場合に、児童生徒の識字、読書、学習、問題解決、情報およびコミュニケーション技術の各技能レベルが向上することが実証されている。

学校図書館サービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、職業あるいは社会的身分にかかわらず、学校構成員全員に平等に提供されなければならない。通常の図書館サービスや資料の利用ができない人々に対しては、特別のサービスや資料が用意されなければならない。

学校図書館のサービスや蔵書の利用は、国際連合世界人権・自由宣言に基づくものであり、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

財政、法令、ネットワーク

学校図書館は、識字、教育、情報提供、経済、社会そして文化の発展についてのあらゆる長期政策にとって基本的なものである。地方、地域、国の行政機関の責任として、学校図書館は特定の法令あるいは施策によって維持されなければならない。学校図書館には、訓練された職員、資料、各種技術および設備のための経費が十分かつ継続的に調達されなければならない。それは無料でなければならない。

学校図書館は、地方、地域および全国的な図書館・情報ネットワークを構成する重要な一員である。

学校図書館が、例えば公共図書館のような他館種図書館と設備や資料等を共有する場合には、学校図書館独自の目的が認められ、主張されなければならない。

学校図書館の目標

学校図書館は教育の過程にとって不可欠なものである。

以下に述べることは、識字、情報リテラシー、指導、学習および文化の発展にとって基本的なことであり、学校図書館サービスの核となるものである。

- 学校の使命およびカリキュラムとして示された教育目標を支援し、かつ増進する。
- 子ども達に読書の習慣と楽しみ、学習の習慣と楽しみ、そして生涯を通じての図書館利用を促進させ、継続させるようにする。
- 知識、理解、想像、楽しみを得るために情報を利用し、かつ創造する体験の機会を提供する。
- 情報の形式、形態、媒体が、地域社会に適合したコミュニケーションの方法を含めどのようなものであっても、すべての児童生徒が情報の活用と評価の技能を学び、練習することを支援する。
- 地方、地域、全国、全世界からの情報入手と、さまざまなアイデア、経験、見解に接して学習する機会を提供する。
- 文化的社会的な関心を喚起し、それらの感性を錬磨する活動を計画する。
- 学校の使命を達成するために、児童生徒、教師、管理者、および両親と協力する。
- 知的自由の理念を謳い、情報を入手できることが、民主主義を具現し、責任ある有能な市民となるためには不可欠である。
- 学校内全体および学校外においても、読書を奨励し、学校図書館の資源やサービスを増強する。

以上の機能を果たすために、学校図書館は方針とサービスを樹立し、資料を選択・収集し、適切な情報源を利用するための設備と技術を整備し、教育的環境を整え、訓練された職員を配置する。

職員

学校図書館員は、可能なかぎり十分な職員配置に支えられ、学校構成員全員と協力し、公共図書館その他と連携して、学校図書館の計画立案や経営に責任がある専門的資格をもつ職員である。

学校図書館員の役割は、国の法的、財政的な条件の下での予算や、各学校のカリキュラム、教育方法によってさまざまである。状況は異なっても、学校図書館員が効果的な学校図書館サービスを展開するのに必要とされる共通の知識領域は、情報資源、図書館、情報管理、および情報教育である。

増大するネットワーク環境において、教師と児童生徒の両者に対し、学校図書館員は多様な情報処理の技能を計画し指導ができる能力をもたなければならない。したがって、学校図書館員の専門的な継続教育と専門性の向上が必要とされる。

運営と管理

効果的で責任のもてる運営を確実にするためには、

- 学校図書館サービスの方針は、各学校のカリキュラムに関連させて、その目標、重点、サービス内容が明らかになるように策定されなければならない。
- 学校図書館は専門的基準に準拠して組織され、維持されなければならない。
- サービスは学校構成員全員が利用でき、地域社会の条件に対応して運営されなければならない。
- 教師、学校管理者幹部、行政官、両親、他館種の図書館員、情報専門家、ならびに地域社会の諸団体との協力が促進されなければならない。

宣言の履行

政府は、教育に責任をもつ省庁を通じ、この宣言の諸原則を履行する政策、方針、計画を緊急に推進すべきである。図書館員と教師の養成および継続教育において、この宣言の周知を図る諸計画が立てられなければならない。

ユネスコ、「ユネスコ学校図書館宣言」(倉美恵子・堀川照代訳)、『図書館雑誌』、94(3)、pp. 170-171、2000年

ではなく、図書館に興味がなかったり、図書館を意識していない人にも、授業を通して働きかけ、図書館の利用者を育てる使命を持っている。このタイトルは、そうした学校図書館の教育的役割を確認したものになっていると考えられる。

次に、「前文」には、学校図書館が生きるための情報とアイデアを提供する機関であり、「市民」を育て、「生涯学習」の技能を育成するとともに、想像力を培うことが謳われている。

「使命」の部分では、あらゆる形態の情報をあらゆる人に平等にアクセスさせること、そこで流通させる情報は思想的、政治的、宗教的、商業的に支配を受けないという図書館の自由についての伝統的・基本的な思想が確認されている。また一方で、情報化社会におけるメディアの発達を見据え、書籍だけでなくあらゆる形態の情報を扱うこと、情報を批判的に捉え、活用できるようにする、という現代的必要についても述べられている。

「財政、法令、ネットワーク」では、学校図書館の活動が個人や社会の長期的な発達の基盤であること、

そのため社会が法令等を用いて責任と自覚を持って維持し継続されなければならないこと、また利用は無料で全ての人に供されるべきことが宣明されている。

続く「学校図書館の目標」の最初の2つには、学校図書館の究極的な目標が記述されている。それは学校の教育課程の展開に寄与する使命を持つこと、そして読書と学習の習慣を生涯にわたって持ち続ける生涯学習者を育てることであるとされる。3番目から5番目までの目標には、情報化時代の必要に立脚した「情報リテラシー」の育成に関わるサービスと教育の内容についての記述だととらえられる。そこには、必要な情報をあらゆる場所からどのような形態であれアクセスできるようにサービスを行う(物理的アクセスの保障)と同時に、それらの情報を活用し、評価する技能を形成し、また創造的な体験を提供するなどの教育(知的アクセスの保障)を実践していく施設であることが述べられている。また、6番目から最後の9番目までの記述は、従来からの伝統的な学校図書館の目的の重要部分を挙げた部分であろう。そこには、図書館において文化的社会的関心を喚起する活動を実践し、

また図書館の活動を学校全体から学校外へも拡張し、市民の育成、民主主義の具現に不可欠であることを、身をもって示すことが謳われている。

そして「職員」の項では、こうした高邁な目標を掲げた学校図書館の実現には、情報資源、図書館、情報管理、及び情報教育にかかわる専門的な資格を持つ「職員」が必要であることが述べられている。前者の3つ、すなわち情報資源、図書館、情報管理に関わる専門性は、どちらかといえば図書館“サービス”の基盤となる専門性であり、4番目の情報教育（情報リテラシー教育）は図書館“教育”に関わる専門性だととらえられよう。

「運営と管理」は、学校カリキュラムと関連させて活動内容を明確化する必要性を確認した上で、専門的基準に準拠しつつも地域の実態に合わせて運営していくべきこと、さらにその他のステークホルダーとの連携を通して行われるべきことが謳われている。

最後の「宣言の履行」には、こうした学校図書館を実現するために各国政府が果たすべき責任が述べられている。

「学校図書館宣言」は、以上のようにして、情報社会において民主主義を支える市民を育てるための重要施設として、学校図書館を位置づけている。つぎに、そこでの教育の内容としてあげられる「情報リテラシー」の内実を確認しておこう。

2) 情報リテラシーを育成する場としての学校図書館への期待

「学校図書館宣言」において、学校図書館教育に関わる教育内容として挙げられている「情報リテラシー」は、近年の電子機器の発達と普及に伴って概念化された能力である。アメリカ・スクール・ライブラリアン協会と教育コミュニケーション工学協会（2000）⁸⁾によって具体化されたその能力のコアは、「情報リテラシー基準」として図1-2のように具体化されている。

図1-2 情報リテラシー教育のつ9の基準

情報リテラシー (Information Literacy)

基準1 情報リテラシーを獲得した学習者は、効率的かつ効果的に情報にアクセスする。

指標1 情報の必要性を認識する。

指標2 正確で分かりやすい情報が知的な意思決定の基礎であることを認識する。

指標3 必要とする情報に即して問いをつくる。

指標4 情報源になり得るものを同定する。

指標5 情報の所在を探る方策を開発し活用する。

基準2 情報リテラシーを獲得した学習者は、情報を批判的かつ的確に評価する。

指標1 情報の正確性、関連性、分かりやすさを判定する。

指標2 事実、見方、意見を区別する。

指標3 不正確な情報、誤解させる情報を同定する。

指標4 検討中の問題や問いに関連する情報を適切に選択する。

基準3 情報リテラシーを獲得した学習者は、情報を正確かつ創造的に活用する。

指標1 実際の応用のために情報を組織化する。

指標2 自分の知識に新しい情報を統合させる。

指標3 批判的思考や問題解決の中で情報を活用する。

指標4 適切なフォーマットで情報やアイデアを生成し、伝える。

自立的学習 (Independent Learning)

基準4 自立した学習者は、情報リテラシーを獲得しており、かつその人の興味に関連させて情報を追求する。

指標1 職業への興味、地域社会への参加、健康やレクリエーションについての事柄など、個人の幸福にかかわるさまざまな次元に関連させて情報を探求する。

指標2 個人的興味に基づく作品や問題解決をデザインし、開発し、評価する。

基準5 自立した学習者は、情報リテラシーを獲得しており、かつ書物やその他の情報の創造的な表現を鑑賞することができる。

指標1 有能で動機付けられた読み手である。

指標2 さまざまなフォーマットで創造的に提示された情報から意味を引き出す。

指標3 さまざまなフォーマットで創造的な作品をつくる。

基準6 自立した学習者は、情報リテラシーを獲得しており、かつ情報の探索と知識の生成がうまくいくように努力する。

指標 1 情報探索の過程や結果の質を評価する。

指標 2 自己の生み出した知識を修正し、改善し、更新する方法を工夫する。

社会的責任 (Social Responsibility)

基準 7 社会や学習共同体に積極的に貢献する学習者は、情報リテラシーを獲得しており、かつ民主主義社会における情報の重要性を認識している。

指標 1 さまざまな情報源、文脈、学問分野、文化から情報を探索する。

指標 2 情報への平等なアクセスの原則を尊重する。

基準 8 社会や学習共同体に積極的に貢献する学習者は、情報リテラシーを獲得しており、かつ情報と情報技術に対して倫理的行動をとる。

指標 1 知的自由の原則を尊重する。

指標 2 知的所有権を尊重する。

指標 3 情報技術を責任を持って活用する。

基準 9 社会や学習共同体に積極的に貢献する学習者は、情報リテラシーを獲得しており、かつ情報の探求と生成を行う諸々のグループに効果的に参加する。

指標 1 知識や情報を他者と共有する。

指標 2 他者のアイデアや社会的背景を尊重し、他者の貢献を認める。

指標 3 問題を同定したり、その解決を探るために、通信や直接のコミュニケーションを通して他者と共同する。

指標 4 作品をデザインし、開発し、評価するために、また問題を解決するために、通信や直接のコミュニケーションを通して他者と共同する。

【解説】1998年、アメリカ・スクール・ライブラリアン協会と教育コミュニケーション工学協会は、3年にわたる研究の成果として『インフォメーション・パワー：学習のためのパートナーシップの構築』（同志社大学学校図書館学研究会訳、同志社大学、2000年）を發表し、21世紀における米国の学校図書館におけるサービスと教育の基準を具体的に提言した。米国では1920年からこの種の基準がその時々で作成されており、8番目のものとなる今回の基準もそうした歴史的重みを持ったものとして作成されている。その「第1章 ビジョン」は次のような記述から始まる。

情報リテラシー（情報を探索・活用する能力）は生涯学習の要である。生涯学習の基礎を作ることは、学校図書館メディア・プログラムの中核である。（p.3）

ここで「情報リテラシー」とは上に掲げるような9つの基準（および29の指標）からなる能力群である。

『インフォメーション・パワー』によれば、「情報リテラシー基準」の基準1～基準3は、主に学校図書館が直接的な役割を果たすことによって育てられることが期待されている学習の基準である。そして次に掲げられた「自主的学習」に関わる3つの基準と7つの指標、「社会的責任」に関わる3つの基準と9つの指標は、学校図書館の貢献を前提としつつも、学校でさまざまに行われる教育の中に組み込まれて育てられると想定されている力である。

ここで基準1～基準3は、主に学校図書館が直接的な役割を果たすことによって育てられることが期待されている力である。基準1は、必要な情報を同定して入手する力であり、「物理的アクセス」の力といわれる。基準2は入手した情報を適切に評価する力、基準3はその上で問題解決に活用する力であり、「知的アクセス」の力を内実としている。

そして次に掲げられた「自主的学習」に関わる3つの基準と7つの指標、「社会的責任」に関わる3つの基準と9つの指標は、学校図書館の貢献を前提としつつも、学校でさまざまに行われる教育の中に組み込まれて育てられると想定されている力である。「自主的学習」は自らが主体的に情報を用いた活動に従事する

力、「社会的責任」は社会にとっての意味を知り、考えながら行動する力を示している、ということが出来る。

ここから伺えるように、「情報リテラシー」は書籍をはじめとして様々な情報機器を活用して、物理的に情報にアクセスし、それを批判的に読み解くこと（知的アクセス）を通して、さまざまな問題解決活動に活用していく力だということが出来る。そして同時にそれらの能力群をみるならば、市民としての基礎的資質の一つとして、それが構想されていることも窺える。

こうした「情報リテラシー」はまた、OECDによるPISAテストで計測される能力の一つとしても、注目されている。すなわち、PISAは、21世紀の基本学力

として、DeSeCoによって概念化された三つのキー・コンピテンシー⁹⁾、すなわち「相互作用的に道具を用いる」力、「異質な集団で交流する」力、「自律的に活動する」力のうちの「相互作用的に道具を用いる」力を測定している。その力は、「数学的リテラシー」「科学的リテラシー」「読解リテラシー」「デジタルリテラシー」などの側面から語られるが、その起点となる力の一つは「情報リテラシー」であると考えられることができる。すなわち、そこでは、数学的情報、科学的情報、その他の社会に流通する情報、そしてデジタル化された情報のそれぞれに、知的にアクセスし活用する力が測定されている。

最近ユネスコは、そうした情報リテラシーを、もう一つの重要な市民的資質であるメディアリテラシーと統合させ、メディア・アンド・インフォメーションリテラシー (MIL) として概念化している¹⁰⁾。鈴木みどりによるとメディアリテラシーとは、「市民がメディアを社会的文脈でクリティカルに分析し、評価しメディアにアクセスし、多様な形態でコミュニケーションを作り出す力をさす」と定義される¹¹⁾。これは、情報リテラシーで重視する「知的アクセス」と親和性のある力であり、批判的な情報の読み解き能力を中心とする能力である。

いずれにしても、このような動向からも、学校図書館は市民的資質の一つとして注目を集めている情報リテラシー等の新しく概念化された重要能力の育成の場、あるいはもっと積極的にそうした能力の育成の責任主体の一つとして期待される傾向が強く見られるようになってきた。これが昨今の情報社会によってもたらされた学校図書館教育をめぐる状況だということができよう。そして、確かにそうした能力は、メディアや情報を媒介する図書館で開発するのが合理的だと考えられるのである。

2. 日本の学校図書館法と政策

(1) 学校図書館法制史

学校図書館法策定

日本の教育は1945年の敗戦を契機とし、それまでの軍国主義、国家主義教育を否定し、個人の価値と尊厳を確立する教育への転換を図った。戦後教育での理念の方向を示し、教育の全領域にわたる具体的改革案を示した米国教育使節団報告書では、第1章「日本の教育の目的および内容」の結論部分で、図書館が民主主義を実現するために重要な役割を担う場であるとい

うことが示された。

戦前の教育を否定する戦後の教育状況は、さまざまな自由な教育実践を可能にし、それとともに学校図書館は重要視された。1948年には新教育における学校図書館の意義と役割、学校図書館の組織・整備・運用の方法などについて記した「学校図書館の手引き」が文部省より刊行され、同年に学校図書館の整備目標を明確にするために、文部大臣の諮問機関として学校図書館協議会が設置され、1949年に「学校図書館基準」がまとめられた。戦後教育改革の中で、学校図書館は民主主義を体現するものとして生まれ、学校図書館の制度化は当初文部省によって積極的に進められた。

しかし、1950年の朝鮮戦争を境に、戦後日本の教育は、国による統制強化の方向へと転換する。具体的な政策として、教科書の国定化、教育課程のコース制化、文部大臣の権限強化などが行われ、さらに同時期には財界からの教育に対する要請が教育政策に反映されるようにもなった。学校図書館を必要とした新教育は、「基礎学力の低下を招いた」、「系統的な学習を軽視している」などの批判を受けるようになり、学校図書館がなくとも授業は成り立つという状況や学校図書館への理解が不足したままの状況を作り出していた。

1949年から1950年にかけて全国の学校図書館数は増加し、財政措置や司書教諭制度の確立に向け、1948年から1953年に日本教職員組合や学校図書館協議会による陳情・請願が行われた。学校図書館法は学校図書館運動の成果として、また超党派の議員立法として1953年に成立したが、文部省関係者の意見は消極的であった¹²⁾。学校図書館法は設置義務、国庫負担、司書教諭制度、学校図書館審議会などについて規定し、一定の成果がもたらされたが、一方で司書教諭は充て職でよいことや、司書教諭養成期間を鑑み、司書教諭を「当分の間」置かなくてもよいとの猶予規程が定められるなど問題を残していた。

学校図書館法改正

法制定直後から附則による司書教諭配置猶予については批判の声が上がっていたが、この猶予期間の見直しは1997年の法改正まで行われず、12学級以上の学校への司書教諭必置は2003年度から実施された。文部省が10年待つてほしいと弁明していた猶予期間は50年にもわたることになったのである。

司書教諭の配置が進まない一方、1960年代には学校司書の公費雇用が進み、自治体の自助努力による学校図書館運営が展開されていった。学校司書による実

践が蓄積され、専門職としての役割を担うようになるにつれ、司書教諭の問題だけにとどまらず、学校司書の法制化という課題も生じた。1970年代には学校図書館担当教職員をどのように制度化していくべきなのかにつき、学校図書館の関係組織による協議が重ねられたが、司書教諭と学校司書との二職種での構想と、充て職である司書教諭より学校司書を優先的に制度化していくべきだとの意見の対立が見られるなど運動の足並みはそろわなかった。

1980年代には日本教職員組合と全国学校図書館協議会がそれぞれの運動方針に基づいて請願署名、国会請願を行うが、学校図書館に必要なのは学校図書館に専任で専門の資格を有する正規の職員であるという点においては学校図書館関係者の間で合意が形成されていた。1980年代には臨時教育審議会が第四次にわたる答申を行い、それに基づいた教育改革が行われた。臨時教育審議会は家庭の教育力の低下や青少年非行、いじめ、登校拒否などの社会問題を受け、(1)個性重視の原則、(2)生涯学習体系への移行(3)国際化、情報化等への対応を教育改革の基本的な考え方とした¹³⁾。これを受け、1989年に改訂された学習指導要領では自ら学び、自ら考える力の育成、基礎基本の定着、個性を生かす教育の充実が一般方針として掲げられた。1990年代には従来の詰め込み教育からの転換を図ったことを契機に学校図書館の重要性が再認識されることになり、法改正への気運が高まり、1997年6月に「学校図書館法の一部を改正する法律」が公布、施行された。

この改正により、司書教諭講習の実施対象機関の拡充と、司書教諭設置の猶予期間の見直しが行われたが、11学級以下の小規模校への設置猶予や専任・加配ではなく各学校の努力にゆだねられることが多いこと、専門職を養成するには司書教諭講習が不十分なのではないかという点や、学校司書については後回しにされたという点で課題が残された。

(2) 日本の教育課程における学校図書館の位置づけ

学校図書館法改正前後の教育界の動き

前節で触れたように、「学校図書館法の一部を改正する法律」は、1997年6月3日の衆議院本会議で可決成立し、6月11日法律第76号をもって公布、施行された。この前後の教育に関わる世界的な動きの一つとしては、1985年にユネスコ第四回国際成人教育会議で採択された学習宣言¹⁴⁾の精神を受け継ぎ、1997年に「成人学習に関するハンプルク宣言」¹⁵⁾が採択さ

れ、学習は“社会への完全な参加の条件”である等、生涯学習の重要性が確認されたということが挙げられる。我が国では1989年に改訂された学習指導要領で生涯学習の基盤を培うという観点から、社会の変化に自ら対応できる人間の育成をめざし、小学校低学年では生活科を新設するなど「新しい学力観」を提唱した。また、生涯学習体系への移行をめざして単位制高等学校の制度化や夜間大学院などが創設された。また、ICT技術の発達やパソコンの普及に伴う情報化に対応するために情報活用能力の育成を各科目に位置づけ、学校へのコンピュータやソフトウェアの整備を進めるなどの政策を行っている。

1996年の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」¹⁶⁾では、高学歴志向により子どもたちが塾や自宅での勉強に追われて生活にゆとりがない状況が生まれていることや家庭・地域の教育力の低下などが問題視され、学校は子どもたちの生きる力を育成すること、ゆとりのある教育活動を展開することを提言した。具体的には教育内容の厳選と基礎・基本の徹底、横断的・総合的な学習の推進などが挙げられた。これを受け、1998年に改訂された学習指導要領では詰め込み教育を批判し、情報化・国際化社会を生きる日本人としての自覚の育成、自ら考える力・生きる力の育成などを目指した。そして、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること、学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすることを目的とした「総合的な学習の時間」が創設された。

学習指導要領における学校図書館の位置づけ

学校図書館法は我が国における学校図書館に関する制度を定めたものであるが、我が国の教育課程の基準を規定するのは学習指導要領である。1947年に初めて発表された学習指導要領は「試案」であり、単に手本となるものであったが、1958年に文部省告示となり、法的拘束力を持つようになった。以後、社会情勢の変化や技術革新などに対応し、育成すべき能力の見直しが行われ、約10年ごとに改訂が行われている。

1947年版では中学校国語科学習指導の記述の中に、図書館利用教育や読書活動への活用のみならず、「学級文庫および学校図書館」について一節が設けられ、文学の学習指導において学級文庫や学校図書館の設置・充実をすすめるよう勧めている。ただし、「市町

村の基金や篤志家の寄付や父兄からの寄付で建てる」としており、学校図書館法制定前の状況として、理想は掲げてでも予算措置については保障がないという状況であった¹⁷⁾。以下、小学校学習指導要領を例に学習指導要領中の学校図書館に関する記述を抜粋し、教育課程における学校図書館の位置づけを確認する。

法的拘束力が認められるようになった1958年版では〈総則〉に「学校図書館の資料や視聴覚教材等については、これを精選して活用するようにすること」、〈国語〉に学校図書館の利用指導が記載された。1968年版では〈総則〉に「教科書その他の教材・教具を活用し、学校図書館を計画的に利用すること」、〈国語〉

に読むことの指導において学校図書館における指導との関連を考慮すること、さらに〈特別活動〉に学級指導において学校図書館の利用指導を適宜行うことが記載された。1977年版では〈総則〉に「視聴覚教材などの教材・教具や学校図書館を計画的に利用すること」、〈国語〉に読むことの指導において学校図書館における指導との関連を考慮すること、〈特別活動〉に学級指導として学校図書館の利用の指導を行うことが記載された。

表2-1に示したのは1989年、1988年、2008年に改訂された小学校学習指導要領中の「学校図書館」についての記述を抜粋したものである（下線筆者）。

表2-1 小学校学習指導要領中の学校図書館に関する記述

1989年告示、1992年実施	1998年告示、2002年実施	2008年告示、2011年実施
<p>第1章 総則</p> <p>第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(8) 視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図るとともに、<u>学校図書館</u>を計画的に利用しその機能の活用を努めること。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第5 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(9) <u>学校図書館</u>を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項</p> <p>(10) <u>学校図書館</u>を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。</p>
<p>第2章 各教科</p> <p>第1節 国語</p> <p>第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い</p> <p>(6) 読むことの指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うことを促すようにするとともに、他の教科における読書の指導や<u>学校図書館</u>における指導との関連を考えて行うこと。なお、児童の読む図書については、人間形成のため幅広く偏りがないように配慮して選定すること。</p>	<p>第2章 各教科</p> <p>第1節 国語</p> <p>第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い</p> <p>(3) 第2の各学年の内容の「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」及び「C 読むこと」の言語活動の指導に当たっては、<u>学校図書館</u>などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。</p> <p>(6) 第2の各学年の内容の「C 読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他の教科における読書の指導や<u>学校図書館</u>における指導との関連を考えて行うこと。なお、児童の読む図書については、人間形成のため幅広く、偏りがないように配慮して選定すること。</p> <p>第2節 社会</p> <p>第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い</p> <p>(4) <u>学校図書館</u>や公共図書館、コンピュータなどを活用して、資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また、第4学年以降においては、教科用図書の地図を活用すること。</p>	<p>第2章 各教科</p> <p>第1節 国語</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1. 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(2) 第2の各学年の内容の「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」、「C 読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に示す事項については、相互に密接に関連付けて指導するようにするとともに、それぞれの能力が偏りなく養われるようにすること。その際、<u>学校図書館</u>などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また、児童が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。</p> <p>(5) 第2の各学年の内容の「C 読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他の教科における読書の指導や<u>学校図書館</u>における指導との関連を考えて行うこと。<u>学校図書館</u>の利用に際しては、本の題名や種類などに注目したり、索引を利用して検索をしたりするなどにより、必要な本や資料を選ぶことができるように指導すること。なお、児童の読む図書については、人間形成のため幅広く、偏りがないように配慮して選定すること。</p>

		第2節 社会 第3 指導計画の作成と内容の取扱い (3) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また、第4学年以降においては、教科用図書「地図」を活用すること。
		第5章 総合的な学習の時間 第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2. 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。
第4章 特別活動 第2 内容 A 学級活動 (2) 日常生活や学習への適応及び健康や安全に関すること。 不安や悩みの解消、基本的な生活習慣の形成、望ましい人間関係の育成、意欲的な学習態度の形成、 <u>学校図書館の利用や情報の適切な活用、健康で安全な生活態度の形成、学校給食など</u>	第4章 特別活動 第2 内容 A 学級活動 (2) 日常生活や学習への適応及び健康や安全に関すること。 希望や目標をもって生きる態度の形成、基本的な生活習慣の形成、望ましい人間関係の育成、 <u>学校図書館の利用、心身ともに健康で安全な生活態度の形成、学校給食と望ましい食習慣の形成など</u>	第6章 特別活動 第2 各活動・学校行事の目標及び内容〔学級活動〕 2 内容〔共通事項〕 (2) 日常生活や学習への適応及び健康安全 オ <u>学校図書館の利用</u>

以下を基に筆者作成

文部科学省、学習指導要領（1989年告示）。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/890301.htm（1998年告示）。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/990301b.htm（2008年告示）。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/index.htm、国立教育施策研究所、学習指導要領データベース、<http://www.nier.go.jp/guideline/index.htm>、(accessed 2011/10/31)

〈総則〉において指導計画における学校図書館の計画的な活用が記載されていることと、〈特別活動〉において学級活動として学校図書館利用指導を行うことが記載されている点については各版で大きな違いは見られないが、1998年版には「言語活動の指導」における学校図書館の活用や社会における活用が記載され、学校図書館活用の幅が広げられたとみることができる。しかし、1998年版の学習指導要領改訂により新しく創設された〈総合的な学習の時間〉での学校図書館の活用はこの時点では記載が見られず、2008年の改訂によって〈総合的な学習の時間〉での学校図書館活用にまで活用の範囲が広げられることとなった。

2008年の学習指導要領改訂に際し、「知識基盤社会」の時代における生きる力を育むことをめざし、言語活動の充実、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実などが教育内容に関する改善事項として挙げられた。中央教育審議会での審議の中では、言語活動を行う際の学習活動基盤としての学校図書館の活用、図書館利用教育の重

視性が認識され、学校図書館の機能の充実についても言及された。

(3) 学校図書館政策の動向

次に教育行政からの学校図書館に関する政策という側面について、文部科学省の発行する白書を手掛かりに概観する。表2-2は学校図書館に関連した日本の政策について、1995年度から2000年度までは「教育白書」、2001年度から2010年度までは後継である「文部科学白書」を参照し、作表した。

1993年に文部省は学校図書館整備新5か年計画として5年間で500億円の地方交付税措置を行い、これに伴い公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として「学校図書館図書標準」を定めた。しかし、この地方交付税は一般財源として措置されたため、自治体の裁量に任されたため学校図書館図書購入費予算とはならない場合もあり、学校図書館図書標準を達成する学校の割合は伸び悩んだ。文部科学省による学校図書館の現状に関する調査結果からは、2001年度末においても小学校の33.7%、中学校の26.5%の

表2-2 学校図書館に関連した日本の政策

1993 (平成5)年	文部省「学校図書館図書標準」
1995 (平成7)年	「児童生徒の読書に関する調査研究協力者会議」報告
1997 (平成9)年	学校図書館法の一部を改正する法律
1998 (平成10)年	「学校図書館の充実等に関する調査研究協力者会議」報告 司書教諭講習規程の一部改正 (講習科目を5科目10単位に)
1999 (平成11)年	司書教諭講習科目 (5科目10単位の新科目) の実施
2000 (平成12)年	子ども読書年
2001 (平成13)年	「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行
2002 (平成14)年	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(閣議決定) 総合的な学習の時間の実施
2003 (平成15)年	12学級以上の学校への司書教諭必置
2005 (平成17)年	「文字・活字文化振興法」公布・施行
2006 (平成18)年	教育基本法改正
2007 (平成19)年	学校教育法改正 (義務教育の目標に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基本的な能力を養うこと」が規定された) 子どもの読書サポーターズ会議の設置、子ども読書の街の指定
2008 (平成20)年	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (第2次)」 学習指導要領改訂 「言語活動の充実」
2010 (平成22)年	国民読書年

文部科学省、白書一覧より、平成7年度から平成12年度は教育白書、平成13年度以降は文部科学白書を参考に作成
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/hakusho.htm (accessed 2011/11/07)

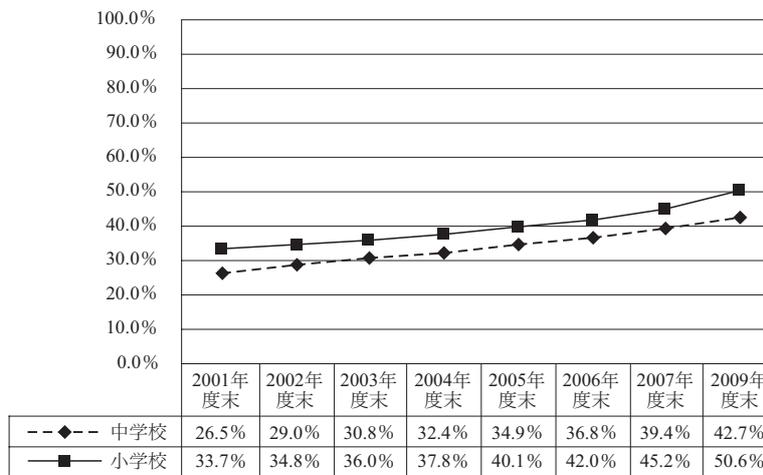


図2-1 学校図書館図書標準達成学校数の割合

文部科学省、学校図書館の現状に関する調査結果について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/index.htm (accessed 2011-11-07)

みが図書標準に達しているにすぎなかった (図2-1)。

2002年からは総合的な学習の時間が実施されることになり、児童生徒の主体的な学習活動を支える基盤としての学校図書館を整備する必要性から年130億円の地方交付税措置が5年間にわたり行われた。

徐々に図書標準達成の割合は高くなったものの、地方交付税措置期間である5年を経た2007年度末においても図書標準達成学校数の割合は小学校45.2%、中

学校39.4%であった。そこで文部科学省は引き続き、「新学校図書館図書整備5か年計画」を策定し、毎年200億円の地方財政措置が講じられることとなった。

図2-2は、文部科学省による個別具体的な事業についてまとめたものである。法改正の行われた1997年度には2003年度からの12学級以上の学校への司書教諭必置を念頭に条件整備に向けた様々な事業が展開され、2003年度以降は物的条件整備という面も重視し

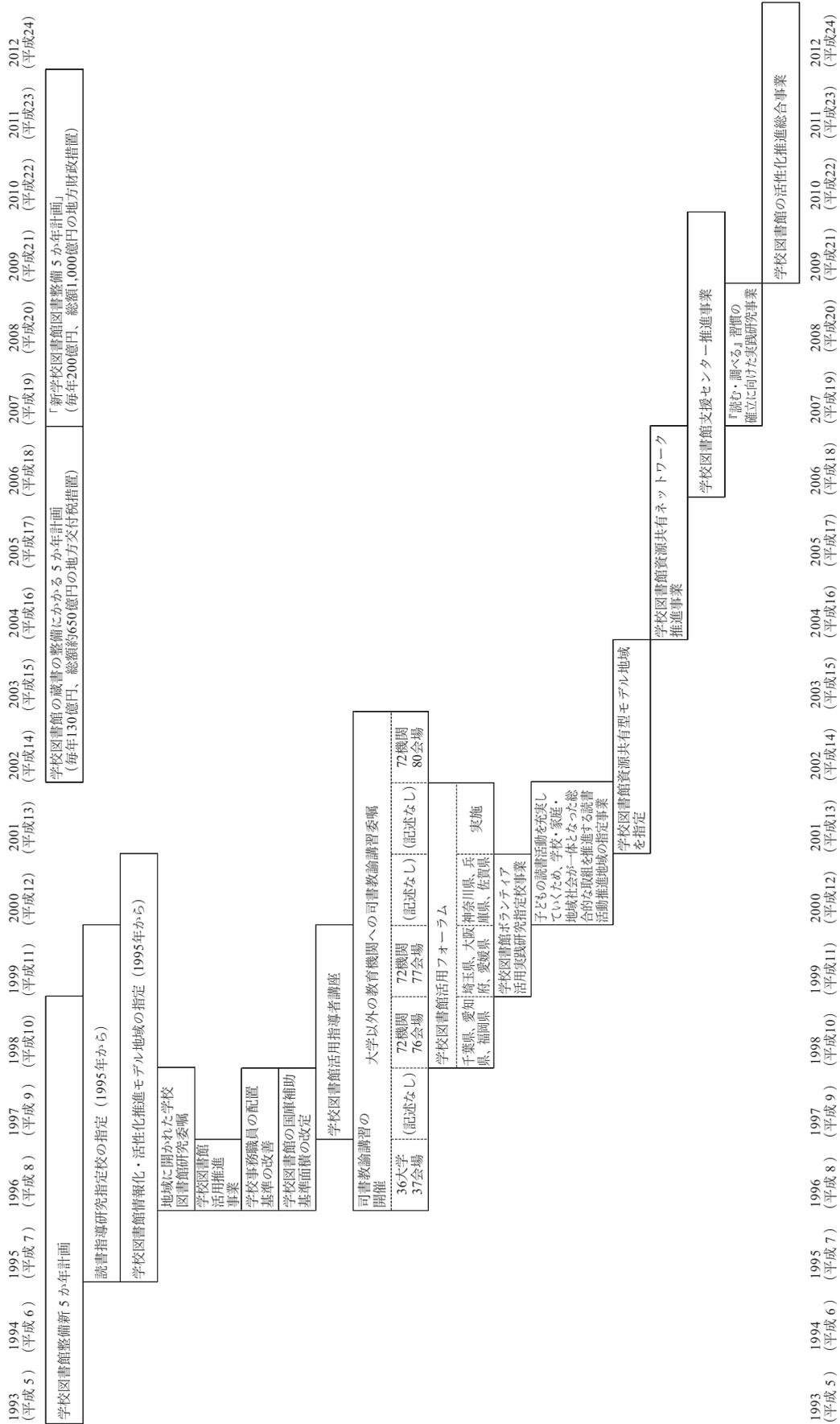


図2-2 教育白書、文部科学白書に見る学校図書館関連事業の実施

ながら、活動の支援に関わる事業に政策が移り変わってきているといえる。

2009年度から開始され、2012年度に事業達成年度をむかえる現行の学校図書館の活性化推進総合事業は、「学校図書館の一層の活用に向けて、児童生徒の自発的・主体的な学習活動の支援、教員のサポート機能の強化、児童生徒の読書週間の定着に資する有効な取組をモデル的に実施し、その成果の普及を図る」ことを目的とし、次のような取り組みを実施している¹⁸⁾。

1) 学校図書館の活用高度化に向けた実践研究

- ①学び方を学ぶ場としての学校図書館機能強化プロジェクト
- ②教員のサポート機能強化に向けた学校図書館活性化プロジェクト
- ③地域に根差した学校図書館の放課後開放プロジェクト

2) 児童生徒の読書週間の確立に向けた実践研究

3) これからの学校図書館の活用のあり方に関する調査研究と広報啓発

本事業では教育基本法、学校教育法の改正および学習指導要領改訂を受け、「言語力の育成」を主眼とした言語活動の充実、読書活動の推進を目指すものである。学校図書館を児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する「学習情報センター」として構想する考え方自体に異論はない。しかし、白書における「学校図書館の充実」に関する位置づけが、2008年度までは「初等中等教育の一層の充実のため」の学校図書館推進であったのが、2009年度からは「生涯学習社会の実現と教育政策の総合的推進」の一端としての学校図書館の充実に変更されているにも関わらず、本政策から生涯における学習者を育成するという視点を見ることができない。また、学校図書館の整備が進まない状況に対して中・長期的な原因究明を行い、対処療法的ではない政策を提言していくことが求められているのではないかと考える。

学校図書館整備の立ち遅れには「一般的な日本人にとって学校図書館の重要性の認識が形成されていないという問題があるのではないか」、「学校図書館の必要性について国民の理解を得る必要があるのではないか」、という認識から、学校図書館に今後求められる役割や、その機能について国民に明確なビジョンを示すために、文部科学省は2007年に「子どもの読書サポーターズ会議」を設置し、2年間で11回にわたる

議論を行った。そして、「これからの学校図書館の在り方等について」の審議経過報告を2008年に、最終報告を2009年に発表した¹⁹⁾。子どもの読書サポーターズ会議は子どもの「読書離れ」「活字離れ」の問題を背景に学校、家庭、地域の連携により子どもの「読む・調べる」習慣の確立について調査研究を行う目的で、全国学校図書館協議会理事長、司書教諭、校長をはじめ作家や研究者、出版文化産業振興財団関係者などから構成され、設置された協議会である。その最終報告では、今後求められる方向性として次の6つの視点を挙げている。

- ①学校図書館が中心となり、学校における読書活動を多様に展開する。
- ②家庭や地域における読書活動推進の核として、学校図書館を活用する。
- ③「学び方を学ぶ場」としての学校図書館の整備を進める。
- ④学校図書館の教員サポート機能を充実させる。
- ⑤「いつでも開いている図書館、必ずだれかいる図書館」を実現し、「心の居場所」となる学校図書館づくりを進める。
- ⑥放課後の学校図書館を地域の子どもたち等に開放する。

本報告には新規性の高い提言が含まれているわけではないが、学校図書館関係者ではない人々を含む議論によりまとめられ、方向性が示唆された点に意味を持つものであると考える。ただし、本会議においても、学校図書館が法的な保障を受けながら長期間にわたり振興を阻害されていた要因についての考察は見られなかった。また、具体的な政策については触れられておらず、まずは理想の学校図書館像を描いたものとも言えるかもしれない。特に、法制化されていない学校司書の問題を論じないまま、「司書教諭と学校司書との役割分担が学校図書館活動において重要である」と述べている点には注意が必要だと思われる。

学校図書館政策に関わる最新の動向としては、2011年6月1日に言語活動の充実を図る目的で、子どもの未来を考える議員連盟、文字・活字文化推進機構、学校図書館整備推進会議から成る学校図書館活性化協議会が設立された、ということ挙げることができる。この協議会の設立の趣旨は「①子どもの読書活動と読書活動を推進、②学校図書館の活用教育に必要とされる多様な図書・教材の拡充、③司書教諭、学校司書など人材の十分な配置について、政官民が連携し、その

完全実現に取り組むこと」である²⁰⁾。協議会の具体的な活動状況等の報告については、現時点ではまだ見られないが、地方分権、利益者負担の進展により学校間格差の生じつつある現在において、学校図書館が学校教育を内包する生涯学習体系において持つ意味を踏まえた議論と政策提言が求められている。

3. 学習指導要領と実践の変遷

(1) 学校図書館法改正以前の学校図書館

日本における学校図書館の発展は、法改正以前、法改正以後、学習指導要領における「総合的な学習の時間」の開始で大きく展開している。法改正以前では、学校図書館が発展したその多くは、関西学院中等部・高等部、同志社女子中学・高等学校、千里国際学園中等部・高等部、甲南高等学校・中学校などをはじめとする私立学校がほとんどであった。なぜなら、私立学校には独自の建学の精神があり、それを実際に教育実践の中に具体化することができたからである。

例えば、関西学院高等部は、昭和51年4月から「読書科」という独自の教科を作った²¹⁾。この教科は、関西学院中等部・高等部における一貫教育の四つの柱、「キリスト教」「英語」「体育」「読書」の一つ、「読書」を具体化したもので、中学部にあった「読書指導」の時間における実践を基に教科として正式に位置づけられたものであった。「読書科」の中高6年間におけるねらいは、「読書生活の形成と深化」と「自主的自立的学習の体得」であり、探究者、研究者としての資質を磨くと共に、各教科で習得したことの総合力を読書科において試すというものであった。「読書科」では、中3のリサーチレポート、高3の論文作成において各教科の応用教科と位置づけており、そのカリキュラムの始まりは「図書館利用オリエンテーション」であった。図書館の利用指導という時間をわざわざ設定しなくても、読書科の時間の中で図書館の利用技術を磨いていくようになっている。昭和51年、教科設定の当時から図書館を活用すること、図書館利用が前提の独自教科として設定されていることが、その当時の『学校図書館』という雑誌の特集にも取り上げられ、その後もことあるごとに『学校図書館』で取り上げられてきたことは、関西学院高等部の「読書科」が学校図書館を基礎とした素晴らしい教育実践とその結果を残してきたことに相違ない。このような教科が設定されることで、学校図書館が全教科の応用の場として位置づけられていることは、その後の学習指導要領において

「総合的な学習の時間」の中で図書館の活用を推進したことが目指した姿であろう。私立学校という独自の教育理念を具体化できる自由さがあったからこそ、各教科で得た知識の応用を図書館の利用なくして図ることができないような教科を設定でき、そのような学校の図書館は独自に活用されその環境を発展させてきたのである。

(2) 学校図書館法改正以後の図書館

学校図書館法改正以後、学校図書館に大きな変化があったのは、平成15年度(2003年度)から12学級以上の学校への司書教諭必置が実施されると決まったことによる。その動きは平成13年(2001年)ごろから始まり、多くの教員が司書教諭の資格を取得することとなった。ただし、司書教諭資格取得に必要な5科目10単位の単位取得に対しては、それまでに学校図書館または図書に関する校務につき3年以上の実務経験があれば、1科目2単位で資格取得が可能であったため、より少ない単位で司書教諭の資格を取得した教員もかなりいたと思われる。また、たとえ資格を取得したとしても、実際の学校現場では多くの教員が充て職の司書教諭として任命された。

学校図書館現場における実際の影響としては、学校司書の公費雇用を行っていた自治体において、司書教諭を必置にする代わりにそれまでいた専任の学校司書を全校配置から複数校配置にするなど、実質的な削減という現象が起きたことがあげられる。東京都では、それまで専門職として学校図書館を支えてきた学校司書を、選考を受けて3年以内に司書教諭に替わるか異動もしくは退職というような選択をしなければならない、切り替え選考を実施して物議をかもした²²⁾。司書教諭の必置が実施されたことにより、そこに至るまでの猶予期間の間、学校図書館を専門職として支えてきた学校司書の実質的な削減とそれに替わって実際には専門職とはいえない充て職の多くの司書教諭の配置という皮肉な結果となった。

しかし、司書教諭が配置されたことにより学習指導要領で新しく設定された「総合的な学習の時間」において、「調べ学習」を実施する役割を司書教諭が担うことになり、あらためて司書教諭の仕事とは何か見直す機会にもなった。司書教諭としてやるべき仕事や役割がさまざまな実践の中で報告され、その中にはいち早く情報教育と連携したカリキュラムの開発を行い、学校図書館が情報リテラシーの育成を行い、司書教諭がその役割を担うことを明確に打ち出した実践の成果

が報告された²³⁾。また一方では、「総合的な学習の時間」と言いながらもどのような学習を行うか十分に理解されず、見学・体験のみの学習や補習授業をそれに置き換えて実施されることも多かった。

ただ、専任の司書教諭として任命された者がほとんどおらず、授業時間の軽減もほとんどないまま、「調べ学習」用のカリキュラムの立案をするなど、学校図書館にいることさえできない多くの教員が、「調べ学習」として図書館に生徒を連れて行くだけでは、授業としてその成果が十分に得られないという現実を目の当たりにした。生徒が図書館で「調べ学習」を十分にを行うためには、まずは図書館の利用の仕方を熟知する必要がある。事前に図書館利用教育が行われていない中では、「調べ学習」を行うことが困難であることが認識された。このことは、平成19年(2007年)に入ると司書教諭の8割が担任を兼務している状況とも相まって、司書教諭と学校司書との連携という点から、司書教諭と学校司書との協働(collaboration)に関するさまざまな実践について、『学校図書館』で特集が組まれるなど数多く報告されたことによく表れている。学校司書という専門職が日々図書館の土台を積み上げてこそ、より効果的な「調べ学習」ができることが示され、資料提供やブックトークなど従前の学校司書が提供するサービスと共にその能力を活用することが、より豊かな学びを生徒に提供することにつながることを示していた。

平成13年から始まった「総合的な学習の時間」において、図書館が情報リテラシー教育を担い、司書教諭がそのための教育活動をカリキュラムとして立案する。しかし、学校図書館そのものの機能を十分活用するためには、司書教諭と学校司書との連携による図書館運営がより有効である。情報リテラシー教育の積み重ねが効果的に行われ、情報リテラシー教育に関するさまざまな知識や技術を身につけた生徒は、図書館で「調べる」ことが日常的になり、身近な疑問や問題を解決するために授業で積み重ねた情報リテラシーを駆使して解決するという姿が日常の光景として見られるようになる²⁴⁾。そして、そのような生徒は民主主義社会に出るための基礎的な能力を身につけたと言える。

(3) 新学習指導要領における探究学習と学校図書館の活用

文部科学省は、平成20年(2008年)3月に小・中学校の学習指導要領を、平成21年(2009年)3月に高等学校の学習指導要領を改訂した。平成23年4月

より小学校が、平成24年4月より中学校、平成25年より高等学校で新学習指導要領が実施される。この改訂は、教育基本法の改正により新たに教育の目標として規定された内容を踏まえて見直したものであった。新学習指導要領で新たに教育の目標として規定されたものは以下の4点であった²⁵⁾。

- ・能力の伸長、創造性、職業との関連を重視
- ・公共の精神、社会の形成に参画する態度
- ・生命や自然の尊重、環境の保全
- ・伝統と文化の尊重、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与

また、新学習指導要領では、「生きる力」を育むという点で従来の指導要領を継承しつつも、知識や技能の習得とともに、「思考力・判断力・表現力」などの育成を重視している。今回の改訂内容について、「脱ゆとり教育」とも言われているが、その基本的な考え方をみても、決してそのような改訂にはなっていない。まず、前提として「「ゆとり」か「詰め込み」かではなく、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成との両方が必要²⁶⁾とあるように、改訂前の学習指導要領の内容を継承しつつ、さらに高度な内容を積み重ねるようになっている。今までと同様に、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて、次のような学習活動を通して、思考力・判断力・表現力等の育成を行うとしている。1つ目は、各教科等の指導の中で、観察・実験やレポートの作成など、知識・技能を活用する学習活動を充実すること、2つ目は、教科等を横断した課題解決的な学習や探究的な活動を充実することとある。具体的には、論文やレポートの作成などでそれまでに身につけた知識・技能を活用する学習活動を実施し、「総合的な学習の時間」の中では、教科を横断した課題解決学習や探究的な学習活動を展開することが重要とし、そのために学校図書館を活用するとある。

今回の改訂で、「総合的な学習の時間」は総則から独立し章立てされた。また、「知識基盤社会」の時代においてますます重要な役割を果たすものであると位置づけられている。その目標は、「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在

り方生き方を考えることができるようにする。」²⁷⁾とある。これらのことから、学校図書館が今まで支援してきた学習活動の内容は、教科横断的・総合的な学習および探究的な学習に変わり、図書館利用教育の内容もそれに合わせて変わっていかなければならない。そして、今まで以上に学校図書館を活用する学習活動が増えることが予想される。

(4) 思考力の育成と探究的な学習活動

学校図書館における図書館利用教育や学習活動の支援には、欧米の探究学習のプロセスモデルの影響を受けそれを取り入れてきたものが多く、特に学習指導要領において「総合的な学習の時間」が設定され学校図書館の活用が示された以降は、さまざまな図書館で導入されてきた。例えば、アメリカの「ビッグ6スキル (Big6 Skills)」²⁸⁾やカナダ・アルバータ州の「探究モデル (Inquiry Model)」²⁹⁾ (図3-1) などがそうである。情報探索のプロセスを示したモデルは、生徒の情報探索行動のモデルとして示された。アルバータ州の「探究モデル (Inquiry Model)」を示しておく。

ただし、実際「総合的な学習の時間」の中で実施されてきたものの多くは、情報を検索し、収集し、整理する部分のプロセスのみが大半で、特にのはじまりの部

分と最後の評価の部分については、授業時間等が足りないという理由から省略されることが多かった。しかし、授業の中で何度も繰り返される、情報を検索し、収集し、整理するという情報探索の内容だけでは、技術的には向上しても、生徒の思考力・判断力・表現力は向上しない。与えられたテーマや問いを解決するだけでは思考力を育成することができないため、思考力を育成するための学習モデルを実践することが必要となる。

カナダ・アルバータ州の「探究モデル (Inquiry Model)」が示すように、探究学習のモデルには始まりと終わりが無い。学習モデルは、一巡して最終の評価の段階を迎えると、その評価の中に次の学習を始めるためのテーマが見つかり、さらに学習活動を深めていく。その循環の中で思考力も一緒に育てるというものである。

新学習指導要領が思考力の育成を重要とする中で、学校図書館が行う図書館利用教育の内容や授業支援の方法も変わりつつある。平成22年 (2010年) 以降には司書教諭や学校司書らによる思考力の育成を目的とした取り組みとその成果のまとめとしていくつか報告されている³⁰⁾。日本図書館協会からも、利用教育委員

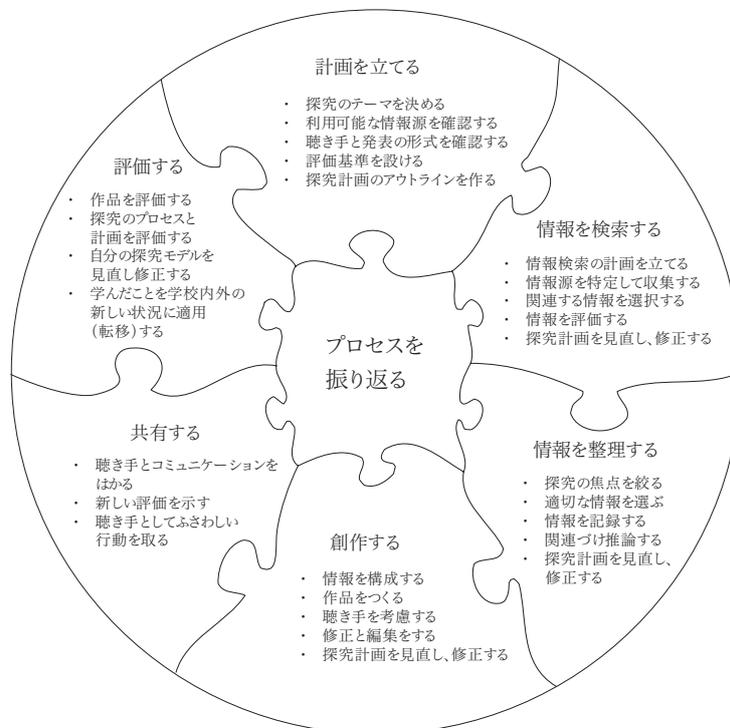


図3-1 探究モデル (Inquiry Model)

Focus on Inquiry: a Teacher's Guide to Implementing Inquiry-Based Learning. Alberta Learning, 2004, at 10. (詳細は注29参照)

会のもとで今まで学校図書館現場で実践されてきた「調べ学習」の多くが「課題設定」の部分を省略し実践されてきたため、学習全体がうまく進まないという意見を受けて「課題設定法指導」に焦点を当てたハンドブックを刊行した³¹⁾。

(5) 新学習指導要領と新たな実践の始まり

新学習指導要領が重要とする思考力・判断力・表現力等の育成が、学校図書館の活用を通して行われるとするならば、学校図書館が支援する学習活動は、教科等を横断した課題解決的な学習や探究的な活動を支援することになる。新学習指導要領の実施に向けて探究的な学習活動をどのように支援するか、学校図書館での取り組みはまだそれほど多く報告されていない。しかし、学校図書館法改正以前にも、独自の教育理念のもとに探究的な学習活動を展開し、それを学校図書館活動の中心に据えてきた図書館があったことも事実である。生徒が、知識基盤社会における自立した学習者になるために、また民主主義社会で生きていくために必要な知識や技術と共に思考力・判断力・表現力等を身につけられるよう、学校図書館の役割も変化していかなければならない。

日本の学校図書館がどのように変化するのか、学校図書館の施設・設備というハード的側面とその図書館を運営する司書教諭・学校司書とその実践というソフト的側面からどのように変化していくべきなのか分析する必要があるだろう。また、司書教諭や学校司書の養成に関わる問題についても併せて検証する必要があると思われる。

4. 韓国の教育改革と学校図書館

— 第7次教育課程を中心に —

(1) 教育改革と第7次教育課程

民主化と教育改革

韓国では、1948年の大韓民国誕生に伴い憲法が制定され、1949年12月31日には教育法が公布された。その第1条では、民主教育の理念が謳われ、この理念を受けた教育改革がアメリカの援助のもとで50年代に進められていき、ハンゲルの識字率の向上と教育機関の増加がもたらされていった。もっとも、60年代に入ると、軍事クーデターにより誕生した朴正熙政権は経済開発を国の最優先課題とし、優秀な人材の育成が新たな教育改革の目的となり、国民教育憲章では「国の隆盛が自己の発展の根本」であると明記し、国の発展が個人の成長よりも優位に立つことを示してい

る。

その後、朴大統領のもとで急激な経済成長を遂げた韓国は、1988年にはソウルオリンピックを開催するなど国際的にも成長していったが、受験競争の熾烈化を背景に学校外教育（課外教育）の過熱が社会問題化し、政府は、2004年2月に「私教育費の軽減対策」を発表して対策をとっているものの、問題の収束にはいたっていない。

こうした私教育の過熱という韓国特有の問題を抱えながら、金泳三大統領は21世紀を見据えた教育改革に着手するため、1994年に教育改革委員会³²⁾を設置した。同委員会は1995年には「世界化・情報化時代を主導する新教育体制樹立のための教育改革方案」（5・31教育改革方案）を作成して大統領に報告しているが、以下の骨子からなるこの教育改革方案は、その後の韓国の教育改革を方向付けるものであった。

「5・31教育改革方案」の骨子は、①開かれた教育社会・生涯学習社会の基盤構築、②大学の多様化と特性化、③初等中等学校の自律的運営に寄与する「学校共同体」の構築、④人間性及び創造性を育む教育課程、⑤国民の負担を軽減する大学入試制度の改善、⑥学習者の多様な個性を尊重する初等中等教育運営、⑦学校運営に関する規制緩和、⑧教員の資質向上、⑨教育への財政支援の増大（教育財政5%確保）、の9つであり、1997年11月13日には、この改革のために、1949年制定の教育法に代わって、教育基本法、初等中等教育法、高等教育法の三法が制定されている。同年には第7次教育課程も告示されているが、これらの法律と教育課程は、民主化の流れの中で誕生した文民大統領金泳三によって唱えられた「新韓国の創造」を実現するためのものであった³³⁾。

第7次教育課程の方向性

「開かれた教育社会」と「生涯学習社会」の建設という、教育委員会によって示めされた「新教育体制」を実現するために、1995年には教育課程特別委員会が設置された。同委員会は、公聴会などを経て、6か月後に第7次教育課程作成のための以下の9つの方向性を提示している。

- ①教育課程は共同体としての決定による
- ②人間の尊厳を目標とする
- ③洞察力育成のため多角的読解力を育成する
- ④産業社会の倫理を超越した巨視的、生態学的価値観と宇宙観を育成する
- ⑤事前目標中心方式から学生³⁴⁾中心の開かれた方式

への転換

- ⑥評価のための教育を志向する
- ⑦教師が新しい精神を持つこと
- ⑧マルチメディア情報通信時代にふさわしい教材を作成する
- ⑨教育プログラム開発機関を独立した専門機関とする

こうした旧来の教育からの変革は、表4-1のように整理される。

また、上述の変化は、第6次教育課程との比較により表4-2のように整理されている。

第7次教育課程は、こうした方向性ののっとり、さらに、1997年6月2日に発表された第4次教育改革方案において示された以下の5項目の改革を具体的に実施するために、「個別化学習」、「水準別教育課程」、「自己主導的学習」をその骨子としている。改革方案では、第3番目の課題として情報化社会適応能力涵養があげられている。

【第4次教育改革方案の5つの課題】

- ①民主的市民教育のための改革
- ②初等・中等教育の革新と高等教育体制の改善
- ③情報化社会適応力涵養のための教育

表4-1

既存の教育課程	将来の教育課程
官僚中心の決定	共同体的決定
知識技術中心	人間尊重中心
3RS 伝統的読解力	多元的読解力
教授中心	主体的学習中心
外的量的評価	内的質的評価
一方的教授—学習関係	相互的教授—学習関係
過去／現在／未来中心	過去・現在・未来
知識情報中心	問題解決中心
領域主義	統合（総合）主義
独占的地位追求	生態的連帯意識強調

咸宗圭『韓国教育課程変遷史研究：朝鮮朝末から第7次教育課程期まで』2003年666頁（金仙玉訳）

- ④幼児教育の公教育体制確立
- ⑤課外対策を通じた私教育費軽減方案

第7次教育課程は、2000年に初等学校1・2年生に実施したのを皮切りに、順次2004年までに高等学校までの全学年に実施された。その後、2007年³⁵⁾、2009年と改訂されている。情報化については、2005年に教育課程評価院（KISE）が第8次教育課程改変試案を発表したが、その中でコンピュータ教育の時間に充てられていた裁量活動時間を2時間から1時間に減らすという案もあったが、これは後日全面撤回されている³⁶⁾。なお、教育課程に対しては、教育課程評価院が初等中等教育法9条に基づく学習到達度調査を1998年から行い、教育課程編成運営についての評価を行い、改訂試案を作成している。

(2) 情報時代・民主主義社会における人間像

教育改革は、民主化と同時に情報時代に生きていくことができる人間の育成が目指されている。それは、教育改革委員会により次のように明言されている。

「情報化時代における社会の興亡盛衰は、その社会が有している知識の量と質によって決定され、教育は新たな科学技術や知識、そして新しい文化を創出する能力のある人間を育成しなければならない課題を抱えている。また、地球がひとつの生活圏となるグローバル時代において、教育により解決されなければ課題は、いかにして、協同と競争の能力を備えた世界市民としての人間を育成するかである」（教育改革委員会1996：106）（金仙玉訳）

こうした人間像は、韓国教育部が、『教育課程解説』において第7次教育課程で追及する人間像として次のような項目を挙げて解説していることで、より明瞭に理解することができる。なお、各項目の詳細な解説内容は後掲資料を参照されたい。

- ①全人的成長の基盤の上に個性を追求する人間
- ②基礎能力を土台に創造（創意）的な能力を発揮す

表4-2 第6次教育課程と第7次教育課程の比較

区別	第6次教育課程	第7次教育課程
教育目標	平均的な人間の養成 （核心的な知識の伝達中心）	独創的、創意的な人間の養成 （思考力、創意力の育成中心）
教育内容	断片的な知識中心	多面的な社会適応の知識中心
教育方法	教師中心の知識伝達	学習者中心の探究活動及び 自己主導的な学習の強調
評価方法	平面的テスト中心の評価	全般的な方向での評価

ユンユラ「読書教育に対する学校図書館および司書教諭の役割：韓国の高校生の意識調査」『日本図書館情報学会誌』56巻2号（2010年）83-100頁

る人間

- ③幅広い教養を土台に進路を開拓する人間
- ④わが文化に対する理解の土台の上に新しい価値を創造する人間
- ⑤民主的な市民意識を基礎に共同体の発展に貢献する人間

②については、軍政時代における圧政への反省から、不正に対して批判をすることができ、創造的に考えることができる人間を教育で育成する必要がでてきたことがその契機であった。この点につき、咸宗圭は次のように概要を紹介している。

「21世紀にむけて準備するわが国の教育は、正当でないものを批判できる能力と創造的に考えることのできる能力を強調する教育を実施する必要がある。

小・中学校の普通教育における教えと学びの関係はそれほど単純ではない。学生は学びたくなくても学ばなければならないものがあり、教師は教えたくなくても教えなければならないものがある。望んでない方法で学ばせるものもあり、やりたくない方法で教えるものもある。人間が人間らしく生きるための最小限の基礎になる知識を基に創造力を発揮する知識を習得しなければならない。

ここで第7次教育課程を通じて追求する教育的な人間像とは、生存のために必要な基礎能力のみならず既存の方式を超える新たな対案と発想を可能にさせる創造的な能力を発揮できる者である。基礎能力と創造力を兼ねた人間は、自分の暮らしに満足でき、社会発展にも寄与できる。基礎・基本能力を身に付け創造力を発揮する人間を学校が育てる時に、我々の教育は初めてその役目を果たせたといえるだろう。」³⁷⁾(金仙玉訳)

⑤では、民主主義社会の市民の資質として、他人を尊重し対話する市民性、個人の責任、自律、市民らしい心、開放的な心、原則尊重と妥協、多様性に対する寛容、忍耐と持久力、情熱、寛大さ、国家とその原則に対する忠誠などをみることができる。また、解説においては、民主主義は与えられるものではなく、人々が自ら作っていくものであり、我々が共に生きる民主的共同体は、すべて個人の自由、平等、人権が保障され尊重される社会であり、こうした民主的共同体の理想は、自由民主主義を標榜している韓国の社会教育的理想のひとつだと述べられている。そして、第7次教育課程を通じて追求する教育における人間像とは、自分とは異なる他者と共に生き、他人の痛みがわかり、

自分の富を貧しい人や飢えた人々と分けることができる人間だとしている。詳細は本稿4-(4)の資料「第7次教育課程が目指す人間像」を参照されたい。

(3) 教育改革と学校図書館

学校図書館は、1963年に制定された図書館法第6章37条によって設置の法的根拠を得ることになった。そのため、韓国において学校図書館が義務的に設置されるのは1963年からであり、1996年までの設置数の推移は表4-3の通りである。1994年までは横ばい状態であったが、1995年を境に増加に転じている。その後、2000年の時点で小・中・高総数およそ1万校のほとんどの学校に学校図書館が設置されることになった。

こうした劇的な変化をもたらしたのが、第7次教育課程であった。官民一体となった教育改革の動きの中で、学校図書館運動も爆発的な展開を見せたのである。学校図書館運動は、50年代にその萌芽を見せたが、70-80年代に低調期を迎え、第7次教育課程の告示により一気に広がっていった。この運動の母体が、2000年には、学校図書館復興全国同盟(National Union for Revival of School Library: NURSL)の中核組織へと成長し、韓国政府への影響力を持つまでに育っている³⁸⁾。その結果、2001年には中央政府の教育人的資源部に学校図書館部が置かれ、2002年には学校

表4-3 学校図書館数推移

館数	年	1962	1970	1987	1990	1994	1996
小・中・高総計		149	2,260	6,055	6,468	6,656	8,105

塚原博「海外における学校図書館1」『実践女子短期大学紀要』第26号(2005年)127-143頁、134頁をもとに作成

表4-4 韓国学校図書館年表

年	事項
1963	図書館法制定
1987	図書館法改正 文教部社会教育制度課に図書館専担係設置 学校図書館発展のための施策方針発表
1991	図書館振興法
1993	学校図書館活性化方案(1993・1994)
1994	図書館および読書振興法・同施行令
2002	よい学校図書館作り—学校図書館活性化5ヶ年計画策定(2003年-2007年)
2006	図書館法改正—新図書館法 読書文化振興法(旧図書館法から分離)
2007	学校図書館振興法(2008年施行)
2008	学校図書館施行令

筆者作成

図書館推進基本計画が策定されている。その後、2003年から2007年までの5ヶ年計画では、3000億ウォンが学校図書館整備のために予算化され、韓国の学校図書館は急変を遂げるようになった。それを後押しするため、2004年には学校図書館振興法を制定する動きがあったが、表4-4に見られるように、2006年の図書館および読書振興法の改正（図書館法と読書振興法分離）に遅れること1年で、学校図書館振興法が制定されている。もっとも、「物」の点での整備は急激に進んでいっているが、「人」＝司書教諭の配置と教育実践の蓄積はこれからであり、学校図書館を教育実践とどのように結びつけるかという実践プログラムの開発と蓄積が今後の課題となっている。また、この点において、日本との共同開発の可能性は大きい。

(4) 第7次教育課程関係資料

1. 第7次教育課程編成（表4-5）

2. 第7次教育課程が目指す人間像

—『教育課程解説』（1998年）より—

1. 全人的成長の基盤の上に個性を追求する人間
 未来社会に適合する人間像には、知・徳・体の調和のとれた発達を追求すると同時に個人の全人的成長を追求する教育は、主知主義教育による弊害を克服する

ため「知・徳・体の調和のとれた発達」を強調する。このような知・徳・体が調和された全人的な成長はそれ自体に十分な教育的価値を持っているものの、第7次教育課程を通じて追及する教育的な人間像は、先ず、知・徳・体のすべてがバランスよく発達した人間である。これは、全人的成長を基本として、個性的で独特な生き方を形成し、どんな状況においても独自の判断により生を営む人間である。

2. 基礎能力を土台に創意的な能力を発揮する人間

21世紀に向けて準備するわが国の教育は、正当でないものを批判できる能力と創意的に考えることのできる能力を強調する教育を実施する必要がある。

小・中等の普通教育における教えと学びの関係はそれほど単純ではない。学生は学びたいか否かに無関係に学ばなければならないことがあり、教師は教えたくなくても教えなければならないことがある。望んでいない方法で学ばせることもあり、やりたくない方法で教えることもある。人間が人間らしく生きるための最小限の基礎になる知識を基に、創意力を発揮する知識を習得しなければならない。

ここで第7次教育課程を通じて追及する人間像とは、生存のために必要な基礎能力のみならず、既存の

表4-5 小・中学校新教育課程編制表（1996年、教育改革委員会案）

学年 区分	k	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
	幼稚園	小学校					中学校			高等学校					
道徳 国語 数学 社会 科学 体育 音楽 美術 実科 英語	健康生活 社会生活 表現生活 言語生活 探求生活	正しい生活													
		8	8	7	7	6	6	5	5	5	5				
		賢明な生活													
		楽しい生活													
		技術・家庭													
		・	・												
		・	・												
		特別活動		1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3
		裁量時間		3		4				6					
年間 授業時数	810 (27)	880 (27)	918 (27)	1,020 (30)	1,054 (31)	1,122 (33)	1,122 (34)	1,156 (34)	1,156 (34)	1,156 (34)	1,224 (36)	(144単位)			

- ・（ ）内の数字は週当たり平均授業時数を意味する（高等学校2～3学年の場合、1単位は1学期の間週50分の授業分量）
- ・空欄の教科別週当たり平均授業時数は教育部が調整する。各学年別週当たり教科、特別活動、裁量時間の合計は該当学年の週当たり平均授業時数より2～3時間不足するように調整しその時間を単位学校が特定教科指導に自律的に活用する。
- ・小学校1学年の880時間中70時間は入学初期学校適応活動（3月）として活用する。

咸宗圭『韓国教育課程変遷史研究：朝鮮朝末から第7次教育課程期まで』2003年、669頁

方式を超える新たな対案と発想を可能にさせる創意的な能力を発揮できる者である。基礎能力と創意力を兼ねた人間は、自分の暮らしに満足でき、社会発展にも寄与することができる。基礎・基本の能力を身に付け創意力を発揮する人間を学校が育てる時に、我々の教育は初めてその役目を果たせたといえるだろう。

3. 幅広い教養を土台に進路を開拓する人間

人間が社会の中で人間らしく生きるためには、必要な教養を備えるとともに生存に必要な職業的能力を備えなければならない。一般的に教養教育の主な目的は、社会の中で人間として認められ、人間として生きるために必要な様々な知識、機能、価値等の習得を助けるものであり、また、己れの偏った知識、イデオロギーや偏見から脱し、より幅広い理解をすることができるように支援することである。

第7次教育課程を通じて追及する教育的な人間像とは、共同体の構成員として必要な資質を備え仕事自体が尊いものと思ひ、仕事を通じて自己の実現を図るための進路探求と固く能力を備えた人間である。幅広い教養と職業的能力を備えた人間は、自律的な生を追求しながら自己実現を経験する。のみならず、国家・社会の発展にも貢献できる人間である。

4. わが文化に対する理解の土台の上に新しい価値を創意する人間

伝統は、特定な民族や共同体だけがもっている独特で固有なもので、様々な変化に直面しても変わらず脈々と続けてくる文化遺産である。21世紀のグローバル化・情報化時代を生きる新しい価値を創出するためには、わが文化に対する理解がその土台になければならない。民族の未来に対する絶え間ない希望や勇氣を持って現在を逞しく生きる精神を備えるためには、わが伝統文化を正しく理解し誇りを持たせなければならない。

第7次教育課程を通じて追及する教育的な人間像とは、わが民族の悠久の文化伝統を継承発展させるとともに、人類普遍的な価値としての人間の尊厳と自由・平等などの民主的な価値を実現している人間である。このような人間は、わが文化を理解し愛する。のみならず、その文化に対する誇りを持っており、これをもとに21世紀のグローバル化・情報化時代を主導する新しい価値を創出できる。新しい価値を創出する者を育てるためには、学校教育が教科書中心の教育体制から果敢に抜け出して、教育課程中心の教育体制へ早急に変わらなければならない。

5. 民主的な市民意識を基礎に共同体の発展に貢献する人間

民主的な市民としての資質は、他人を尊重し対話する市民性、個人の責任、自律、市民らしい心、開放的な心、原則尊重と妥協、多様性に対する寛容、忍耐と持久力、情熱、寛大さ、国家とその原則に対する忠誠などの要素からなる。民主主義は与えられるものではなく、人々が自ら作っていくものであり、我々が共に生きる民主的共同体は、すべて個人の自由、平等、人権が保障され尊重される社会である。このような民主的共同体の理想は、自由民主主義を標榜している我々の社会教育的理想のひとつである。また、こうした自由と平等、そして人間の尊厳を大事にする人間、共に生きる共同体の発展に寄与できる者を育てることは民主的共同体の理想でもある。第7次教育課程を通じて追求する教育における人間像とは、自分とは異なる他者と共に生き、他人の痛みがわかり、自分の富を貧しい人や飢えた人々と分けることができる人間である。このような人間は民主的な市民意識を有し、共同体の発展に貢献できる人間である。

『教育課程解説』教育人的資源部 (1998年) 87~90頁の咸宗圭による要約

咸宗圭『韓国教育課程変遷史研究：朝鮮朝末から第7次教育課程期まで』2003年674頁

3. 金泳三大統領任命教育改革委員会委員名簿

第7次教育課程は、金泳三大統領により任命された教育改革委員による「グローバル化・情報化社会を主導する新教育体系樹立のための教育方案」(1995年5月31日)によって示された方向づけにより作成されている。ここでは、韓国の教育改革に大きな影響を与えたこの教育改革委員会の委員を紹介しておく。

이석희 (中央大名譽総長)、김윤태 (西江大教育大学院長)、곽병선 (韓国教育開発院コンピュータセンター所長)、권숙일 (ソウル大教授)、김동진 (柳韓工校長)、김신일 (ソウル大教授)、김춘강 (大韓母の会会長)、문상주 (ソウル大教授)、박세일 (ソウル大教授)、박용상 (大韓商工会議所専務)、백낙환 (人濟大総長)、신인철 (高麗大大学院長)、이강혁 (韓国外語大総長)、이광훈 (京郷新聞主筆)、이규범 (釜山教大大学長)、이기준 (ソウル大教授)、이대근 (成均館大教授)、이돈희 (ソウル大教授)、이상선 (ソンナム洞小学校教頭)、이영희 (仁荷大法大大学長)、이인호 (ソウル大教授)、정진위 (延世大副総長)、조용규 (啓明大外国学大学長)、

홍태표 (韓国指導者奨学財団理事)

おわりに

本稿は、情報時代とは何かを確認したうえで、日本と韓国の学校図書館がどのような経緯を辿って現在に至っているかを概観することを目的としている。それはまた、非西洋社会における学校図書館の意味を探ろうとするものでもある。複数の異なる領域の研究者が、学校図書館を民主主義社会の形成にとって必須のものであるという認識を共有しながら、それぞれの領域で日本と韓国における学校図書館について整理を行っている。整理は、東アジアにおける学校図書館の共通性を見出していくための端緒のものとして簡略なものとなっているが、ここから、日韓の学校図書館が共同して発展していくための協働の可能性を探るために、各領域において研究を深化させていきたい。

学校図書館が東アジアにおける民主主義社会形成のための重要なツールであるなら、圏内における文化・価値観・歴史を伝達するためにも学校図書館に対する共通理解は有意義である³⁹⁾。さらに、歴史と価値観によって規定されている教育制度枠組みの中での学校図書館の役割に共通性を見出すことができるなら、理論的にも実践のうえでも、東アジアの学校図書館は協働して飛躍的に発展する可能性を秘めている。共通の学校図書館論と専門職制度を構築することができるなら、研究交流はもちろんのこと、現場の人材交流も容易になり、域内単位での発展を促すことができる。本稿は、こうした期待に基づく「情報時代における東アジア型学校図書館論構築」をテーマとする研究を開始するにあたっての、各研究者の下地固めでもある。

注

- *1 大阪教育大学教育学部
- *2 愛知淑徳大学人間情報学部
- *3 椋山女子学園高・中学校図書館
- *4 愛知県立大学大学院博士課程前期

はじめに (木幡洋子)

- 1) ジョン・デューイ (宮原誠一訳) 『学校と社会』岩波書店 (1958年) 83頁。School and Society の初版は1899年に Chicago University Press から出版されているが、その後、改訂版が1915年に Chicago University と Cambridge University の出版会から出版されている。
- 2) たとえば、2011年の World Economic Forum 報告をみると、日本の女性の平等度格付けで日本は98位である。See, WEF, *The Global Gender Gap Report 2011: Ranking and*

Scores, 134-35.

- 3) 東アジアにおける日本・中国・韓国の共通理解が東アジアの平和と繁栄につながるという理解は、日本・中国・韓国の三国による共同歴史教科書の発刊や2007年韓国教育課程における「東アジア史」科目の新設理由にみることができる。
- 4) この研究チームは、1999年-2003年までの科学研究費助成研究「学習社会・情報社会における学校図書館に関する総合的研究」を母体にしており、日本の学校図書館改革が進まない背景には東アジア特有の文化と学力観が背景にあるという仮説を出発として、東アジア型学校図書館論を構築するという目的のために2010年に結成されている。メンバーは、本稿執筆者の他に、國枝裕子 (南九州大学)、金昭英 (東京大学大学院) が参加している。研究会のHP は以下を参照。 <https://sites.google.com/site/schoollibr/>
1. 情報社会における学校図書館 (森田英嗣)
- 5) 堀尾輝久 『現代教育の思想と構造』岩波書店 (1971)。
- 6) 日本図書館協会 「図書館の自由に関する宣言」日本図書館協会 (1979年) <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/ziyuu.htm> (accessed 2011/11/05) 参照。
- 7) ただし、上記の宣言は「図書館」という存在から直接的に導かれる考え方ではない。実際、このような内容の宣言は、戦前の図書館の在り方への反省を基盤にしている。すなわち、「図書館の自由に関する宣言」の中でもこのことについて触れられており、「わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する『思想善導』の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。」と述べられており、同じ図書館でも民主主義を展開させるというのとは違った使われ方があり得ることが意識されている。また憲法で「表現の自由」が保障されているからといってそれと表裏一体の関係にある「知る自由」も自動的に保証されると考えてはならないこと、それは「国民の不断の努力によって保持されなければならない」とも述べられており、そうした「自由」は市民が民主主義の公器としての図書館の価値を知り使いこなすことで保持していかなければならないことが述べられている。
- 8) アメリカ・スクール・ライブラリアン協会と教育コミュニケーション工学協会 『インフォメーション・パワー：学習のためのパートナーシップの構築』同志社大学学校図書館学研究会訳、同志社大学 (2000年)。
- 9) ドミニク・S・ライチェン、ローラ・H・サルガニク (立田慶裕監訳) 『キー・コンピテンシー国際標準の学力をめざして』明石書店 (2006年)。
- 10) Wilson, C., Grizzle, A., Tuazon, R., Akyempong, K., and

- Cheung, C. (2011). *Media and information literacy curriculum for teachers*. UNESCO
- 11) 鈴木みどり『Study Guide メディア・リテラシー (ジェンダー編)』リベルタ出版 (2003年)。
 - 2) 日本の学校図書館法と政策 (木幡智子)
 - 12) 全国学校図書館協議会事務局研究部、「学校図書館法」補説『学校図書館』34号 (1953年) 9頁。
 - 13) 文部科学省『戦後教育改革の流れ』http://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/data/d002.pdf (accessed 2011/10/31)。
 - 14) 国際教育法研究会編「学習権宣言」『教育条約集』三省堂 (1987年) 所収、432頁。
 - 15) 国際教育法研究会編「成人の学習に関するハンプルク宣言」『教育条約集』三省堂 (1987年) 所収、432頁。
 - 16) 文部科学省『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について』中央教育審議会 (1997年) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chuuou/toushin/960701.htm (accessed 2011/10/31) 参照。
 - 17) 国立教育施策研究所『学習指導要領データベース昭和22年度 (試案) 中学校国語科学学習指導』<http://www.nier.go.jp/guideline/s22ejj/chap4.htm> (accessed 2011/10/31) 参照。
 - 18) 文部科学省『学校図書館の活性化推進総合事業』http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/08100105/020.htm (accessed 2011/11/02)
 - 19) 文部科学省『学校図書館：子どもの読書サポーターズ会議』http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/index.htm (accessed 2011/11/02) 参照。
 - 20) 全国学校図書館協議会『学校図書館速報版』2011年6月15日号。
 3. 学習指導要領と実践の変遷 (天野由貴)
 - 21) 宅間紘一『『読書科』の指導——関西学院高等部』『学校図書館』477号 (1990年) 34-45頁。
 - 22) 『ぱっちわーく』No. 96 (2001.5.20) および No. 99 (2001.8.19) で取りあげられた東京都の都立高校における「学校司書の切替選考」に関する通達文に始まり、それ以降経過と現状報告を含んださまざまな報告がなされた。
 - 23) 堀田龍也・塩谷京子『学校図書館で育む情報リテラシー——すぐ実践できる小学校の情報活用スキル』全国学校図書館協議会 (2007年) 126頁。
 - 24) 日本図書館協会利用教育委員会『情報リテラシー教育の実践 すべての図書館で利用教育を』(JLA 図書館実践シリーズ) 日本図書館協会 (2010年) 所収、第5章 天野由貴「生きるための情報活用能力を育成する——『図書館戦争』から身近な問いと知識をつなぐ」61-70頁。
 - 25) 文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/news/idea/1304378.htm (accessed 2011/11/05)
 - 26) 文部科学省 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/news/idea/index.htm (accessed 2011/11/05)
 - 27) 文部科学省 http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2010/01/29/1282000_19.pdf (accessed 2011/11/05)
 - 28) Big6 Associates. “Big6”. <http://www.big6.com/> (accessed 2011/11/05)
 - 29) Focus on Inquiry: a Teacher’s Guide to Implementing Inquiry-Based Learning. Alberta Learning, 2004, 111p. http://www.education.gov.ab.ca/K_12/curriculum/bysubject/focusoninquiry.pdf (accessed 2011/11/05) 図3-1は、注29の10頁にある探究モデルの青山比呂乃、足立正治、天野由貴、庭井史絵による日本語訳を借用した。
 - 30) 桑田てるみ『思考力の鍛え方 学校図書館とつくる新しい「ことば」の授業』静岡学術出版 (2010年) 248頁。
 - 31) 松田ユリ子・天野由貴『『問いをつくるスパイラル：考えることから探究学習をはじめよう！』刊行趣旨と活用——これからの学校図書館における「図書館利用教育ガイドライン」を考えるために』『図書館雑誌』105巻10号 (2011年) 686-688頁、日本図書館協会図書館利用教育委員会図書館利用教育ハンドブック学校図書館 (高等学校) 版作業部会『問いをつくるスパイラル——考えることから探究学習をはじめよう！』日本図書館協会 (2011年) 123頁。
 4. 韓国の教育改革と学校図書館 (木幡洋子・金仙玉)
 - 32) 「5・31教育改革方案」は、1994年に発足した教育改革委員会により作成されている。同委員会は大統領の任期期間中の就任とされ、25名の委員は、委員長이석희 (イ・ソッキ) 中央大学総長、副委員長김윤태 (キム・ユンテ) 西江大大学院長のほか、韓国教育開発院コンピューターセンター長などであった。詳細は、4-(4) 資料参照。
 - 33) 以上の政権と韓国教育改革の流れについて、詳細は拙稿「韓国の学校図書館の発展に関する地域特性への一考察」『社会福祉研究』13号 (2011年) 1-9頁、2-3頁参照。
 - 34) 韓国では児童・生徒のことを「学生」と呼ぶ。
 - 35) 2007年改訂について、以下の文献参照。朴南洙「韓国における初等社会化の構造と特質——『2007年改定社会科教育課程』を中心に」『社会科教育』第69号 (2008年) 61頁、權五鉉「韓国社会科教育課程の改訂と歴史教育の改革：歴史科目の独立と「東アジア史」の新設」『社会科研究』69巻 (2008年) 51頁、李庸伯「韓国の2007年改訂教育課程について——外国語教育における文化を重視した改訂」<http://www.jpff.go.jp/j/japanese/survey/tsushin/report/018.html> (accessed 2011/11/10) 参照。
 - 36) 和田勉「韓国の初中等情報教育」『経営の科学』52巻8号 (2007年) 469頁、470頁参照。

- 37) 咸宗圭 『韓国教育課程変遷史研究：朝鮮朝末から第7次教育課程期まで』 2003年673頁参照。
- 38) 詳細は、注33前掲、拙稿4-5頁参照。
おわりに (木幡洋子)
- 39) 2005年には日中韓三国共通歴史委員会により『未来をひらく歴史』が刊行され、東アジアにおける三国の共通理解を進め、アジアの未来を拓こうとする試みは始まっている。修正版は2006年に刊行されている。日中韓3国共通歴史教材委員会編『未来をひらく歴史2版』高文研 (2006年)。